

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第10号

(所管) 総務部 総務課

| | |
|---------------|---|
| 件名 | 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について |
| 提案理由 | 学校を取り巻く課題の複雑化、困難化に対応するため、スクールソーシャルワーカーの業務内容を追加することを踏まえ、任用要件に新たな資格要件を追加し新たな職として位置づけることとし、所要の改正を行うものである。 |
| 議案(報告)の概要又は要旨 | 1 改正の内容 スクールソーシャルワーカーの基本報酬の額の算定の規定を改正するもの。 第3号区分(272,360円/月) → 第1号区分(341,660円/月) 2 施行期日 令和3年4月1日 |
| 備考 | |
| 議決後必要となる取組 | この案件の教育委員会議決後は、 <input checked="" type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会(定例会・臨時会)に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input type="checkbox"/> その他() |

議案第10号

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を次のとおり改正する。

令和3年3月16日
堺市教育委員会
教育長 中谷 省三

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号中「第3号区分」を「第1号区分」に改め、「に、堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 前項第5号に掲げる者 条例第3条第4項第1号の規定の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員のうち、職務の区分が<u>第3号区分</u>に該当する者の例による額に、<u>堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）</u></p> | <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 前項第5号に掲げる者 条例第3条第4項第1号の規定の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員のうち、職務の区分が<u>第1号区分</u>に該当する者の例による額</p> |